

「食品廃棄物の不適正な転売事案の再発防止のための環境省の対応について（案）」（2 / 16 公表）からの主な変更点について

平成 28 年 3 月
環 境 省

該当箇所	変更点	修正理由
概要・本体の 標題及び全体	<ul style="list-style-type: none"> ・「食品廃棄物の不適正な転売事案の再発防止のための対応について（廃棄物・リサイクル関係）」に修正 ・食品リサイクル法に基づく取組について、農林水産省等と共同という旨、追記。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品リサイクル法に基づく取組については農林水産省と共同であり、その趣旨を明確化するため。
概要・左真ん中 本体・P4	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減に向けた現在の政府としての取組内容を追記。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2 / 24 の中央環境審議会循環型社会部会等において、食品ロス削減に向けた取組が重要である旨の御意見を多数いただいたため。
概要・項目 2 本体・P9	<ul style="list-style-type: none"> ・「廃棄食品の不正流通に関する今後の対策」について追記。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2 / 26 の食品安全行政に関する関係府省連絡会議において、政府全体の本事案への今後の対策を申し合わせたため。
概要・項目 3 本体・P13,17	<ul style="list-style-type: none"> ・問題となった事業者に対して、食品リサイクル法に基づく登録を取り消した旨追記。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3 / 10 付けで食品リサイクル法に基づく登録の取消処分を行ったため。
概要・項目 4 本体・P15	<ul style="list-style-type: none"> ・「併せて、食品廃棄物の処理に係る対策と、食品関係事業者による食品の適正な取扱いに係る対策の両面から、隙間のない対策を講ずることを検討。」との一文を追記。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2 / 24 の中央環境審議会循環型社会部会等における御意見や2 / 26 の食品安全行政に関する関係府省連絡会議申合せ等において、食品関係事業者による食品の適正な取扱いに係る対策の重要性が指摘されたため。
概要・項目 4 本体・P24	<ul style="list-style-type: none"> ・電子マニフェストについて、委託契約に沿った廃棄物の適正処理の実施状況を具体的に把握するため必要な措置の実施について追記。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者からの御意見において、マニフェストについて、廃棄物の処理フローをよりの確に把握し、具体的な処理状況を確認できるようにする必要があるとの御指摘をいただいたため。
本体・P28	<ul style="list-style-type: none"> ・ の「報告徴収・立入検査の実施、必要に応じた登録の取消し」との記載及び の「国による立入検査と、 	<ul style="list-style-type: none"> ・2 / 24 の中央環境審議会循環型社会部会等における御意見等において、積極的な報告徴収・立入検査の実施の記載や、国

	地方公共団体による廃棄物処理法に基づく立入検査との連携」との記載を追記。	と自治体の同時立入検査による効率の向上について、御指摘いただいたため。
概要・項目 4 本体・P33,34	・排出事業者責任の徹底のため、同責任に基づく必要な措置に係るチェックリストの作成と、当該措置の適正な実施に係る都道府県や関係団体への通知について追記。	・2 / 24の中央環境審議会循環型社会部会等における御意見等において、排出事業者責任の徹底等に関する御指摘を多数いただいたため。
本体 P35	・食品廃棄物の転売防止のための排出事業者への要請に当たって、「廃棄方法がリサイクルの阻害とならない」ように内容を検討する旨、追記。	・関係者からの御意見において、排出事業者への要請に当たっては、食品リサイクルを促進することを前提としつつ、食品リサイクルの促進が不正転売につながらないような仕組みを検討すべきとの御指摘をいただいたため。